

新型コロナウイルス感染症対策 参集を伴う青年部活動ガイドライン

■活動停止の基準

- ・会員事業所に感染者が出た場合
- ・緊急事態宣言の指定地域に島根県が入った場合

※会員事業所に感染者が出た場合は親会に連絡すること。

■活動再開の基準

- ・当該事業所の新規感染者が出た時点から2週間感染者が出ていない
- ・緊急事態宣言の解除
- ・理事会の承認

■活動時の感染防止対策

- ・手指消毒
 - ・・・入口に消毒液を設置し消毒の実施
- ・マスク着用
 - ・・・着用の徹底
- ・身体的距離の確保
 - ・・・各人が2m程度(最低1m)の間隔を確保。着席時は椅子の間隔を確保
- ・十分な換気の実施
 - ・・・ドア窓を定期的に開放するか換気扇を使用
- ・検温の実施
 - ・・・事前に検温をしてもらい体温を報告。忘れた者はその場で検温実施
 - 37.5℃以上の発熱、全身倦怠感、味覚異常のある者は参加を見合わせる
- ・記録の保存
 - ・・・参加者の氏名、人数、実施時間その他必要な項目を記録